⑼　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

⑽　電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

⑾　入札説明書の交付を直接受けた者であること。

⑿　平成21年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、受注者（再委託者含む）として業務を完了（令和６年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、履行実績は、下記㋑に係る、建設業法上の建設工事のうち、「電気通信工事」の施工実績、または製造実績をもって代えることが出来る。

㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）

・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）

（上記の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）

・民間企業

㋑　対象設備は次の①から⑨のいずれか１つの設備とする。

①　多重無線設備
②　端局設備
③　遠方監視装置
④　交換設備
⑤　長距離（20㎞以上）用光伝送設備
⑥　衛星通信設備
⑦　ネットワーク設備
⑧　電源設備（無停電電源装置、直流電源装置）
⑨　映像表示設備

⒀　本業務の配置予定管理技術者は、申請書及び資料等の提出期限の時点で次の①から⑧のいずれか１つの条件及び、契約締結時点で⑨から⑪の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれか１つの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績又は⑿㋑に係る、建設業法上の建設工事のうち「電気通信工事」の施工実績、又は製造実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

②　学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれに相当する外国の学校において電気通信工学に関する学科もしくはこれに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。

③　上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者。

④　第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑤　技術士（総合技術監理部門（選択科目「電気電子」とするものに限る））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。

⑥　一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑦　工事担任者（第一級アナログ通信）（旧ＡＩ第一種含む）、工事担任者（第一級デジタル通信）（旧ＤＤ第一種含む）、工事担任者（総合通信）、工事担任者（旧ＡＩ第二種）、工事担任者（旧ＤＤ第二種）のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑧　電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者）、電気通信主任技術者（線路主任技術者）のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑨　通常の勤務時間において１時間以内に履行場所（国土交通本省）に到着できる場所を主たる勤務地としていること。

⑩　配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、１億円未満かつ４件以下であること（本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

ただし、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務と履行期間が重複する期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)～(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a)　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。

(b)　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。

(c)　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

⑪　配置予定管理技術者は入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

※　上記業務実績には令和６年３月31日までの経験見込みを含む。

⒁　「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

３　証明書等、総合評価に関する書類及び入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―３　国土交通省大臣官房会計課契約第一係　笹野　梨奈　電話03―5253―8111　内線21787

⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法

①　交付場所　⑴の問合せ先に同じ。

②　交付方法　手渡し又は郵送による。郵送による場合は、別途郵送料を必要とする。

⑶　電子調達システムのＵＲＬ及び問合せ先

①　国土交通省電子調達システム
https://www.geps.go.jp

②　問合せ先
⑴の問合せ先に同じ

⑷　電子調達システムによる証明書等及び紙入札方式による証明書等の提出期限　令和６年１月24日17時00分